

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から平成28年度末までに156件の不服の裁定事件が係属し、153件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録4参照）。

平成28年度に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された1件と28年度に新たに受け付けた6件の計7件であり、うち4件は28年度中に終結し、3件は29年度に繰り越された（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（平成29年3月31日現在）

（単位：件）

| 関係法律 | 処分区分 | 認容 | 棄却 | 却下 | 取下げ | 他 | 計 |
|-------|------|----|----|----|-----|---|-----|
| 鉱業法 | | 1 | 12 | 4 | 14 | 0 | 31 |
| 採石法 | | 5 | 16 | 0 | 25 | 0 | 46 |
| 森林法 | | 0 | 1 | 3 | 3 | 0 | 7 |
| 農地法 | | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 4 |
| 海岸法 | | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 |
| 自然公園法 | | 0 | 5 | 0 | 3 | 0 | 8 |
| 河川法 | | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 砂利採取法 | | 5 | 15 | 5 | 17 | 0 | 42 |
| 都市計画法 | | 0 | 7 | 0 | 1 | 0 | 8 |
| その他 | | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 計 | | 11 | 59 | 17 | 65 | 1 | 153 |

（注）1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～平成29年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表 2-3-2 平成28年度に係属した不服の裁定事件一覧

| 事件番号 | 事 件 名 | 申 請 人 (参加申立人) | 処 分 庁 | 申 請 (参加申立) 受付年月日 | 処理状況 |
|---------------------|---|--------------------------------|-------------------------|------------------------|---------------------|
| 平成27年 (フ) 第1号 | 福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 福岡県業者 1社 | 福岡県 知事 | 平成 27.11.24 | 平成 28.8.30 認容 |
| 平成28年 (フ) 第1号 | 滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件 | 宗 教 法 人 滋賀県農業 関連会社1 社 | 滋賀県 知事 | 平成 28.4.19 | 平成 29.3.6 取下げ |
| 平成28年 (フ) 第2号 | 滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定参加申立事件 | 滋賀県業者 1社 | 滋賀県 知事 | 平成 28.6.30 | 平成 29.3.6 取下げ |
| 平成28年 (フ) 第3号 | 滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定参加申立事件 | 滋賀県甲賀 市長 | 滋賀県 知事 | 平成 28.7.4 | 平成 29.3.6 取下げ |
| 平成28年 (フ) 第4号 | 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 | 三重県業者 1社 | 三重県 尾鷲建 設事務 所長 | 平成 28.10.27 | 係属中 |
| 平成29年 (フ) 第1号 | 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件 | 秋田県業者 1社 | 山形県 知事 | 平成 29.2.20 | 係属中 |
| 平成29年 (フ) 第2号 | 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定参加申立事件 | 三重県内漁 業組合連合 会外3組合 | 三重県 尾鷲建 設事務 所長 | 平成 29.3.30 | 係属中 |

第1節 平成28年度に係属した不服の裁定事件

平成28年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 (平成27年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

福岡県知事は、申請人からされた福岡県筑紫郡那珂川町地内における採石法第33条

に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成27年10月9日付けで、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、林地開発許可を受けることができないことを理由に不認可処分を行ったが、申請人は、かかる不認可処分は違法、不当なものであるとして、平成27年11月24日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成27年12月18日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、1回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、平成28年8月30日付けで裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成27年11月24日 裁定申請受付
12月18日 裁定申請書の副本を処分庁に送達
平成28年7月27日 第1回審理期日
8月30日 裁定
9月5日 裁定書の正本を申請人及び処分庁に送達
9月28日 裁定の官報公示（公害等調整委員会公示第3号）

(4) 裁定書

裁定書の概要は、以下のとおりである。

公調委平成27年（フ）第1号

福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

処分庁が申請人に対して平成27年10月9日付けでした岩石採取計画不認可処分（27工第1535号）を取り消す。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

主文同旨

2 処分庁

申請人の本件裁定申請を棄却する、との裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）33条に基づいて行った岩石採取計画認可申請に対し、処分庁が不認可処分をしたことについて、申請人が、当該不認可処分は違法であると主張して、その取消しを求めている事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 4つ目のタイトルバー「鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定制度」→ 「終結

した不服裁定」を選択して該当する事件を参照)

2 滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成28年(フ)第1・2・3号事件)

(1) 原処分の概要

滋賀県知事は、滋賀県業者Aからされた滋賀県甲賀市信楽町地内における採石法第33条の5第1項の規定に基づく岩石採取計画の変更認可申請に対し、平成28年2月25日付けで、認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

申請人らは、産業廃棄物事業者でもある業者Aが、処分庁に対し、岩石採取計画の採取期間延長等の変更認可申請を行い、処分庁が認可処分を行ったことにより、業者Aが産業廃棄物や残土等を持ち込むことが強く懸念され、申請人らの平穩に宗教活動及び農業活動等を営む権利、隣接林道等を安全に通行する権利等が脅かされているため、かかる認可処分は違法なものであるとして、平成28年4月19日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、同年6月30日に変更認可処分の名宛人として業者Aから、7月4日には本件裁定申請理由書中に甲賀市の法定外公共物占用許可に疑義があると記載されており、市として正当に許可を行っていることを主張するため甲賀市長から、それぞれ参加の申立があった。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成28年5月18日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、裁定の結果について関係があると主張する申立人2名から参加の申立があり、参加申立書の副本を処分庁に送達し、4回の審理期日を開催するなど審理手続を進めたが、平成29年3月6日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本件申請事件及びこれに対する参加申立事件はいずれも終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

| | |
|------------|-----------------|
| 平成28年4月19日 | 裁定申請受付 |
| 5月18日 | 裁定申請書の副本を処分庁に送達 |
| 6月30日 | 業者Aから参加申立受付 |
| 7月4日 | 甲賀市長から参加申立受付 |
| 7月5日 | 参加許可決定 |
| 7月6日 | 参加申立書の副本を処分庁に送達 |
| 8月1日 | 第1回審理期日 |
| 10月18日 | 第2回審理期日 |
| 12月19日 | 第3回審理期日 |
| 平成29年3月6日 | 第4回審理期日 |
| 3月6日 | 申請取下げ |

3 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(平成28年(フ)第4号事件・平成29年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年8月5日付けで、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものであるとして、申請人は、平成28年10月27日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年3月30日に、三重県内の漁業組合連合会外3組合から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として、参加の申立がなされた。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成28年11月11日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、裁定の結果に関係があると主張する三重県内の漁業組合連合会外3組合から参加の申立があった。これまで、1回の審理期日を開催するなど審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成28年10月27日 裁定申請受付

11月11日 裁定申請書の副本を処分庁に送達

平成29年2月3日 第1回審理期日

3月30日 三重県内の漁業組合連合会外3組合から参加申立受付

4 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

(平成29年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

山形県知事は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年12月20日付けで、不認可の処分を行い、また、同地内における森林法第10条の2第1項に基づく林地開発計画変更許可申請に対し、平成29年1月13日付けで、不許可処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、岩石採取計画認可申請に当たって必要な申請書添付書類の不備を理由に不認可処分を行ったが、当該書類の添付を規定する条例は違法・無効なものであり、また、処分庁は、林地開発計画変更許可申請に当たって必要な添付書類の不備を理由に不許可処分を行ったが、当該書類は申請に当たって必要な添付書類には含まれない

ため、申請人は、かかる不認可及び不許可処分は違法なものであるとして、平成29年2月20日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成29年3月2日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成29年2月20日 裁定申請受付

3月2日 裁定申請書の副本を処分庁に送達